

「京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）」の制定について

1 制定の趣旨

府民一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりに資するため、基本的人権の尊重に係る教育・啓発及び相談体制の整備等の施策に係る基本方針の策定等を定めた条例を制定する。

2 構成及び内容

構 成	内 容
前 文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法の下で進められてきた人権に関する諸制度の整備、諸施策の推進等の経過 ・ 現状の人権侵害への対応や、全ての人が人権を享有できる社会を実現するための課題の存在 ・ 府民一人ひとりが人間の尊厳を認識するとともに、個性の違いや多様性を認め、互いの人権を尊重し、つながり支え合う共生社会づくりにためまぬ努力を続けることを決意し、条例を制定
本 則	<ol style="list-style-type: none"> (1) 基本理念 (2) 府の責務 (3) 府民及び事業者の責務 (4) 市町村との協力 (5) 基本方針の策定 (6) 審議会

3 今後のスケジュール（案）

- ・ 令和6年9月定例会 「条例概要案」報告
- ・ 同 12月定例会 「条例骨子案」報告
- ・ 「条例骨子案」報告後 パブリックコメント実施
- ・ 令和7年2月定例会 「条例案」提案